

航空機操縦生採用規則



小
冊
目

5-0028

0333

35

航空機操縦生採用規則左通定

大正九年十月十五日 陸軍大臣男爵田中義一

航空機操縦生採用規則

第一條 航空局長官ハ本令ニヨリ民間ノ航空機操縦生ヲ

ニトスルモノヲ航空機操縦生ニ採用スルコトヲ得

第二條 航空機操縦生ノ教育ハ航空局長官ノ依託ニ依リ陸

軍航空學校ニ於テ之ヲ實施ス

航空機操縦生ハ陸軍航空學校ニ於ケル修業中陸軍航空學

學校長ノ監督ニ承ク

第三條 航空局長官ハ陸軍航空部本部長ト協議シ其ノ年度

ニ於テ採用スル航空機操縦生ノ員數ヲ定メ四月三十日迄ニ

陸軍大臣ノ認可ヲ受ク

第四條 航空機操縦生ノ採用人員出願及試験期日並試験場

其ノ他試験ニ関スル事項ハ試験施行ノ部度豫メ航空局長

官之公告ス

第五條 航空機操縦生志願者ハ左ノ書類ニ最近ノ寫眞

二枚ニ附シ航空局長官ニ願出シ

願書様式ハ戶籍謄本出願當時交付シ 履歴書様式ニ

志願者ハ其ノ志願ニ関シ親権者又ハ後見人ノ同意ヲ受ク

ルコトヲ要ス

第六條 左ノ各條ノ一ニ該当スル者ハ民間航空機操縦生ヲ

志願スルコトヲ得

一 年齢十七年未滿ノ者及二十年以上ノ者

二 女

三 毒子アル者
 四 準禁治産者
 五 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 前項第一號ノ規定スル年令ハ出願ノ年ノ十二月一日ヲ以テ計
 算スルモノトス

第七條 航空機操縦生採用試験ハ航空局長官之ヲ行フ
 第八條 航空機操縦生採用試験ヲ合テテ體格検査及學科
 試験トス

體格検査ニ合格シタル者ニ非レハ學科試験ヲ受クルコト
 ヲ得ス
 第九條 體格検査ハ陸軍航空勤務者身體検査ノ例ニ
 依リ之ヲ行フ

第十條 學科試験ハ概シテ中學校三學年修業ノ程度ニ於テ左
 ノ科目ニ自ラ之ヲ行フ其外國語ハ英語、獨語、佛語、中
 國語ノ選擇ニ依リ其ノ一ニ自ラ之ヲ試験ス

國語	解釋	作文
數學	算術	代數
地理	日本地理	世界地理
理科	尋常中學校 卒業程度	
外國語	政文邦譯	邦文政訳

第十一條 航空機操縦生志願者ニシテ中學校三學年ノ課程
 ヲ修了シタルモノニ對シテハ前條ノ規定スル學科試験ヲ行ハサ
 ルコトアルハシ

第十二條 受験者左ノ各弊ノ一ニ該當スルトキハ其ノ者ニ對シテ試
 験ヲ停止ス
 一 試験ノ際不正ノ行爲アリタルトキ

二 試験ニ欠席シ又ハ遅刻シタルトキ
 第十三條 航空局長官航空機操縦生ノ採用ヲ決定シタルトキ
 ハ之ヲ本人ニ通知シ且其ノ採用試験成績書ヲ調製シ之ヲ
 陸軍航空部本部長ニ送付スヘシ
 第十四條 前條ノ通知ヲ受ケタル航空機操縦生ニ契約書
 第三三ヲ航空局長ニ差出スヘシ
 航空機操縦生ノ保証人ハ二人トシ其一人ハ親戚者ニシテ後見
 人トシ他一人ハ獨資生計ヲ営ミ身元確實ナル成年者タル
 コトヲ要ス
 第十五條 陸軍航空学校ニ在リテ航空機操縦生ノ教育ハ十二
 月一日ヨリ之ヲ開始シ其期間ハ約八月トス
 前項ノ期日ハ航空局長官事宜ニ因リ之ヲ変更スルコトヲ得
 第十六條 陸軍航空学校長ハ教育上必要ト認メタルトキ其ノ
 教育中ノ航空機操縦生ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得
 第十七條 航空機操縦生ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ航
 空局長官ハ其ノ操縦生タルコトヲ免スヘシ
 一 品行方正ナラザルトキ
 二 修業ヲ怠リタルトキ
 三 疾病又ハ身体上ノ障碍ニ因リ航空機操縦者タルニ適
 セザルトキ
 四 技術ノ進歩不良ナルヲ成業ノ見込ナキトキ
 五 其ノ他航空局長官ニ於テ航空機操縦生ヲ免スルニ必
 要アリト認ムトキ
 第十八條 航空局長官ハ航空機操縦生ノ欠員ヲ生シタルトキ
 ハ採用試験ヲ受ケタル者ノ中ヨリ之ヲ補充スルコトヲ得
 第十九條 航空機操縦生ハ修業中制服ヲ着用スヘシ

制服、航空局ニ於テ之ヲ貸與ス

第二十條 航空機操縦生ノ教育ニ要スル費用ハ官費トス

航空機操縦生ハ校外ヨリ通子ニ特別ノ規定アル場合ノ外衣

食任ニ関スル費用ハ自辨スルモノトス

第二十一條 航空機操縦生左ノ各條ノ一ニ該当スルトキハ其ノ

者ノ教育ニ要シタル費用額ノ一部又ハ全部ハ之ヲ償還

セシム

一 修業中自己ノ便宜ニ因リ航空機操縦生ヲ辭シタルトキ

ニ 第十九條第一號之ハ第二號ノ事由ニ因リ航空機操縦

生ヲ免セラレタルトキ

第二十二條 航空機操縦生其ノ修業リ了リタルトキ陸軍

航空学校長ハ之ニ修業證書ヲ授與シ其ノ修業成

績ヲ陸軍航空部本部長ヲ經テ航空局長官ニ通知

四

スレシ

附 則

本令ハ公布ヨリヨリ之ヲ施行ス

第一 様式(同紙手紙)

航空機操縦生願

私儀航空機操縦生志願ニ付御採用被下度親権者(又後

ノ同意ヲ受ケ此段以運署及御願候也

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地

現住地 府(縣)郡(市)町(村)番地何某方

族稱

戸主ノ続稱

選擇外國語

英(仏)語

志願者

氏

年月日生

印

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
現任地 府(縣)郡(市)町(村)番地
族名 職名

年月日

右相権者(又、後)

氏

名 印

年月日

航空局長官 氏名 殿

右志願者何某ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトヲキコトシテ
明又

年月日

第二様式(用紙手紙)

府(縣)郡(市)町(村)長 氏名 印

履歴 書目
學歴

五

一 何年何月 何学校ニ入学何年何月何校卒業
一 何年何月 何学校第何学年ニ入学何年何月何校
卒業又ハ同校第何学年在学中

職名

一 何年何月 何ニ従事ス

賞罰

一 何年何月 何ニ依リ賞罰等

右之通相違無之候也

年月日

志願者

氏

名

印

備考

中學校三年以上ノ課程ヲ修了シタル者ハ當該學校校長

1 證明書ヲ本復讐書ニ添付スヘシ
第三様式(用紙半紙)

誓約書

私儀今般航空機操縦生ニ採用相成候ニ付テハ御規則
御指図等厳重ニ相守リ且修業中ニ生シタル一切ノ
債務ハ御指図ニ従テ速ニ完納可致ハ勿論萬一修業
ニ関シ不慮ノ災禍ヲ蒙リ候トモ私儀ハ因ヨリ他人ヲ
シテ何等ノ異議ヲ申立サセ同敷仍テ此段及誓約候也

年月日

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
現住地 府(縣)郡(市)町(村)番地何某方
族姓
戸主トシテ極

航空機操縦生 氏 名 印

右何某儀今般航空機操縦生ニ御採用相成候ニ付テハ同
人誓約ノ件下名等ニ於テ保証可仕候ニ全録上ノ債務ヲ
ニ関シテハ同人ト連帯シテ保證ノ責ニ可仕且萬一修
業ニ関シ同人不慮ノ災禍ヲ蒙リ候トモ下名等ハ同
リ他人ヨリ何等ノ異議ヲ申立サセ同敷此段保證候也

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
現住地 府(縣)郡(市)町(村)番地
保証人 親権者(又ハ後見人)氏名 印
保証人 氏 名 印

航空局長官氏名 印